

## Ⅶ 許可を受けたあとの届出

許可取得後、下記事由に該当する場合は、変更届出等を速やかに提出してください。

紙申請の場合、**正本と副本**（いずれも県庁控え）を提出してください。

控えが必要な場合は、**これとは別に、届出書等の1枚目（2枚目以降は不要）**を添付してください。

### 1 毎事業年度終了後の決算変更届

許可を受けた者は、**毎事業年度終了後4カ月以内に「決算変更届」を提出する必要**があります。過去5年分の決算変更届が提出されていない場合は、営業実態が確認できないため、許可の更新ができません。

毎事業年度終了後の決算変更届		※添付書類は写しで可		
様式番号	様式名 (以下の順にクリップ留めして提出)	備考 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出 書類 正 本 副 本
	チェックシート 【変更届出用】	最新版を正本に添付してください。 (紙申請のみ)	60	●
別紙8	変更届出書		120	● ●
第2号	工事経歴書	事業年度終了時に許可を有していた建設業について記載	72~73, 74, 75	● ●
第3号	直前3年の工事施工金額		76	● ●
第15号	貸借対照表 【法人用】		101~103	● ●
第16号	損益計算書 【法人用】		104~105	● ●
第17号	株主資本等変動計算書【法人用】		106	● ●
第17号の2	注記表 【法人用】		107	● ●
	事業報告書（任意様式）	株式会社(特例有限会社を除く)のみ提出		◇ ◇
第17号の3	附属明細表	資本金額1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した合計額が200億円以上の株式会社のみ提出	107	◇ ◇
第18号	貸借対照表 【個人用】		108~109	● ●
第19号	損益計算書 【個人用】		110	● ●
	納税証明書 <b>※正本のみに1部添付</b>	事業税の納税証明書。詳しくは、各地域振興局県税部へお問い合わせください。		●

下記事項に <b>変更があった</b> ときは、併せて届け出てください。				
第4号	使用人数		77	◇ ◇
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		97	◇ ◇
第7号の3	健康保険等の加入状況 ・従業員数が変更となった場合に限る。	加入状況自体に変更があった場合は、No.15により届け出てください。 (例)雇用保険適用除外だったが、従業員を雇用したため、新たに加入した。	17, 87~88	◇ ◇
	定款	商号、営業所の名称及び所在地、資本金の変更に伴い変更された場合は、必ず提出。		◇ ◇

※提出後に訂正があった場合は、審査係に連絡後、速やかに訂正書類を提出してください。

## 2 その他の届出

原則、1から9までは事実発生後30日以内、10から16までは事実発生後2週間以内に届出が必要です。やむを得ず期限を過ぎた場合は、書類が整い次第、速やかに提出してください。

以下の順に、クリップ留めして提出してください。(添付書類は写しで可)

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
				正本	副本
1	商号又は 名称	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		●	
		・定款に変更がある場合は、毎事業年度終了後の決算変更届に添付してください。	37		
2	営業所の 名称・ 所在地・ 電話番号	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕 ・従たる営業所を変更した場合は（第一面）に加えて（第二面）を提出してください。 ・（第二面）の項番81は「2」を記入	114, 115	●	●
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） （電話番号の変更のみの場合は不要）		◇	
		③ 営業所の実態を確認する資料 ・建物の所有状況が分かる書類 ・営業所の写真 （電話番号の変更のみの場合は不要）	56	◇	
		・定款に変更がある場合は、毎事業年度終了後の決算変更届に添付してください。	37		
		・法人の登記上の住所と営業所の住所が異なる場合で、登記上の住所を変更した場合も、変更届を提出してください。			
3	営業所の 新設	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）（第二面）〕 ・（第二面）の項番81は「3」を記入	114, 116	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第11号〕	97	●	●
		④ 営業所の実態を確認する資料 ・建物の所有状況が分かる書類 ・営業所の写真	56	●	
		・No.11「建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更・追加」の必要書類も併せて提出してください。	41	●	
		・No.14「営業所技術者等の追加」の必要書類も併せて提出してください。	42	●	
4	営業所の 廃止	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）（第二面）〕 ・（第二面）の項番81は「4」を記入	114, 117	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第11号〕 ・廃止に伴い、営業所が一つもない場合は不要	97	●	●
		・営業所の廃止に伴い、営業所技術者等を削除する場合は、〔様式第22号の3〕を併せて提出してください。	118	◇	
		・営業所の廃止後、廃止した営業所の営業所技術者等が引き続き、他の営業所の営業所技術者等となる場合は、〔様式第8号〕（区分：5）を併せて提出してください。	94	◇	

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
				正本	副本
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）（第二面）〕	114, 115	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙 4〕	71	●	●
		・営業所技術者等については、No.14「営業所技術者等」（担当業種の変更、追加、交替）のいずれかの必要書類も併せて提出してください。	42	●	
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）（第二面）〕 ・（第二面）の項番 81 は「2」を記入	114, 115	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙 4〕	71	●	●
		・営業所技術者等については、No.14「営業所技術者等」（担当業種の変更、交替、削除）のいずれかの必要書類も併せて提出してください。	42	◇	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		●	
		③ 株主（出資者）調書〔様式第 14 号〕（変更がある場合のみ）	100	◇	
		・定款に変更がある場合は、毎事業年度終了後の決算変更届に添付してください。	37		
8	氏名 （改姓・改名）	<法人の役員、個人事業主の支配人の場合>			
		① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 役員の一覧表〔別紙 1〕（法人の役員の場合）	68	●	●
		③ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕（個人事業主の支配人の場合）	97	●	●
		④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		●	
		<株主等、個人事業主、営業所の代表の場合>			
		① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 役員の一覧表〔別紙 1〕（株主等の場合）	68	◇	◇
		③ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕（営業所の代表の場合）	97	◇	◇
		④ 戸籍抄本又は住民票抄本（変更の内容が分かるもの）		●	
		<営業所技術者等の場合>			
		① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第 8 号〕 ・項番 61 は「4」（削除）を記入 ・項番 63 に旧姓の氏名（フリガナ）を記入	93	●	
③ 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第 8 号〕 ・項番 61 は「3」（追加）を記入 ・項番 63 に新姓の氏名（フリガナ）を記入	92	●			
④ 戸籍抄本又は住民票抄本（変更の内容が分かるもの）		●			

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類			
				正本	副本		
9	役員等 (役員・ 株主等)	就任	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2 (第一面)〕 ・役員交代があった場合は、就任と退任を 1 行ずつ記載してください。	114	●	●	
			② 役員等の一覧表〔別紙 1〕	68	●	●	
			③ 誓約書〔様式第 6 号〕	78	●	●	
			④ 「登記されていないことの証明書」(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)	45	●		
			⑤ 「市町村長の身分証明書」(成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)	46	●		
			⑥ 許可申請者(法人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書〔様式第 12 号〕	98	●		
			⑦ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		●		
			⑧ 株主(出資者)調書〔様式第 14 号〕(変更がある場合のみ)	100	◇		
			⑨ 事業主・役員等・令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔新潟県独自様式〕※ 2 部提出	133	●		
			・株主等の就任の場合、④、⑤、⑦は不要です。				
		・株主の持ち株数に変更があった場合は届出不要ですが、当該株主が総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する若しくは出資総額の 100 分の 5 以上に相当の出資者に該当する、又は該当しなくなった場合は届出が必要です。					
		・役員(代表取締役を含む。)又は個人事業主の住所が変更になった場合は届出不要ですが、当該役員が常勤役員等や営業所技術者等を兼ねていて、住所の変更により常勤性が確保できない場合は、別途届出が必要となります。					
		退任	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2 (第一面)〕 ・役員交代があった場合は、就任と退任を 1 行ずつ記載してください。	114	●	●	
			② 役員等の一覧表〔別紙 1〕	68	●	●	
			③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		●		
			④ 株主(出資者)調書〔様式第 14 号〕(変更がある場合のみ)	100	◇		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;注意&gt;  退任される役員が常勤役員等(経營業務の管理責任者)となっていないか、必ず確認してください。  常勤役員等(経營業務の管理責任者)であった場合、常勤役員等が不在となり、許可要件を欠くこととなります。  ただし、辞任した時点で、他に要件を満たす者がいる場合は、No.12 の変更届(常勤役員等の変更)により、新たな常勤役員等を届け出てください。</p> </div>				

No.	変更事項	届出様式等		ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類		
		●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出			正 本	副 本	
	代表者 の 変更	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 役員等の一覧表〔別紙 1〕		68	●	●	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			●		
		・新たに役員に就任し、同時に代表者となった場合は、「役員等の就任」の場合の③～⑥、⑨も併せて提出してください。					
	代表者が変わった場合でも、新たな許可証は発行されません。 新代表者名で許可を受けていることの証明が必要な場合は、許可 証明申請書（「8 許可証明書の発行」参照）を提出してください。						
	職名 の 変更	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 役員等の一覧表〔別紙 1〕		68	●	●	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			●		
・職名の変更とは、履歴事項全部証明書上の職名が変わった場合をいいます。 （例）代表取締役が、代表取締役から取締役に変更になった場合等							
10	欠格要件に 該当したとき	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 届出書〔様式第 22 号の 3〕		118	●		
11	建設業法施行令 第 3 条に規定する 使用人*の変更・ 追加  *支店又は営業所の 代表、個人事業主の 支配人	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 誓約書〔様式第 6 号〕		78	●	●	
		③ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕		97	●	●	
		④ 「登記されていないことの証明書」（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）		45	●		
		⑤ 「市町村長の身分証明書」（成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）		46	●		
		⑥ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第 13 号〕		99	●		
		⑦ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の常勤性を確認する資料		55～56	●		
		⑧ 事業主・役員等・令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔新潟県独自様式〕※ 2 部提出		133	●		
	・既に役員や、他の営業所の令第 3 条に規定する使用人となっている者が就任する場合は、①、③のみ提出してください。						
12	常勤役員等（経営 業務の管理責任 者）  <規則第 7 条	変更	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●
			② 常勤役員等証明書〔様式第 7 号〕		12～16, 49～53, 79 80～81	●	
			③ 常勤役員等の略歴書〔別紙〕		82	●	
			④ 経營業務の管理責任者の経験等を確認する資料		12～16 49～53	●	

No.	変更事項	届出様式等		ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
		●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出			正 本	副 本
	1号イ該当の場合>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           変更後に交代する者がおらず、経營業務の管理責任者が1人もいなくなった場合は、許可要件を欠くこととなるため、廃業届〔様式第22号の4〕を提出してください。         </div>		43		
13	常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び常勤役員等を直接に補佐する者  <規則第7条1号ロ該当の場合>	変更	<常勤役員等の変更の場合>			
			① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第7号の2（第一面）〕	12~16, 49~53, 83	●	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第7号の2〕〔別紙1〕	85	●	
			④ 経營業務の管理責任者の経験等を確認する資料	12~16, 49~53	●	
			<常勤役員等を直接に補佐する者の変更の場合>			
			① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第7号の2（第二面）～（第四面）〕	12~16, 49~53, 84	●	
③ 常勤役員等の略歴書〔様式第7号の2〕〔別紙2〕	86	●				
④ 経營業務を直接に補佐する者の確認資料	49~53	●				
14	営業所技術者等	担当業種の変更、有資格区分の変更	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
			③ 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第8号〕 ・区分は「2」を記入	18~20, 54, 91	●	
			④ 営業所技術者等の要件を確認する資料（該当するものを提出）	54	●	
		追加	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
			③ 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第8号〕 ・区分は「3」を記入	18~20, 54, 92	●	
			④ 営業所技術者等の要件を確認する資料（該当するものを提出）	54	●	
			⑤ 営業所技術者等の常勤性を確認する資料	55~56	●	
		交替	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
			③ 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第8号〕 ・項番61の区分ごとにそれぞれ作成	18~20, 54, 91~94	●	
			④ 追加する営業所技術者等の要件を確認する資料（該当するものを提出）	54	●	
			⑤ 追加する営業所技術者等の常勤性を確認する資料	55~56	●	
削除（交替する者がいない）	<営業所の廃止、営業所の業種廃止、一部廃業に伴う削除の場合>					
① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●			

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
				正本	副本
	場合)	② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		③ 届出書〔様式第22号の3〕 ※届出事由は(3)に○	118	●	
		・No.4「営業所の廃止」又は、「一部廃業の届出」(様式第22号の4)の必要書類も併せて提出してください。	38, 43		
15	健康保険等の加入状況	① 変更届出書〔様式第22号の2(第一面)〕	114	●	●
		② 健康保険等の加入状況〔様式第7号の3〕	17, 87, 88	●	●
		③ 健康保険等の加入状況の確認資料	17, 46~48	●	
		・保険の加入状況に変更があった場合に提出(適用除外となる場合は不要)。 ・従業員数のみの変更は、毎事業年度終了後の決算変更届に③を添付してください。	37		

### 3 廃業に関する届出

No.	届出事項	届出様式等	頁	正本	副本
1	一部廃業	① 廃業届〔様式第22号の4〕	119	●	●
		② 変更届出書〔様式第22号の2(第一面)(第二面)〕 ・第二面の項番83には、一部廃業後の建設業の種類と一部廃業前の建設業の種類を記入してください。	114, 115	●	●
		③ 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		・後任者が不在の場合等に伴い、一部廃業した建設業を担当していた営業所技術者等を削除する場合は、〔様式第22号の3〕を併せて提出してください。	118	◇	
		・一部廃業した建設業を担当していた営業所技術者等が引き続き、他の建設業を担当する場合は、〔様式第8号〕(区分：2)を併せて提出してください。	91	◇	
		・一部廃業した建設業を担当していた営業所技術者等の業種で、他の技術者が担当する場合は、No.14「営業所技術者等の交替」にある必要書類を併せて提出してください。	42	◇	
2	全部廃業	廃業届〔様式第22号の4〕	119	●	●

#### ○【参考】届出すべき者(全部廃業の場合)

廃業等の理由	届出すべき者
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人(例：配偶者、直系尊属、子)
2 法人が合併により消滅したとき	消滅時に役員であった者
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	法人 代表者(申請者)、個人 個人事業主

#### 4 営業所技術者等の変更に係る様式第8号の区分（項番61）の記入方法

現在の営業所技術者等を別の者に交替した場合			
例①	A (建) (屋) → B (建) (屋)	⇒	A : 「4」 (交替に伴う削除) B : 「3」 (追加)
例②	A (建) (屋) → B (建) C (屋)	⇒	A : 「4」 (交替に伴う削除) B : 「3」 (追加) C : 「3」 (追加)
例③	A (建) B (屋) → C (建) (屋)	⇒	A : 「4」 (交替に伴う削除) B : 「4」 (交替に伴う削除) C : 「3」 (追加)

現在の営業所技術者等の有資格区分を変更した場合			
例④	A (建) (屋) → A (建) (屋) [2級建築士] → [1級建築士]	⇒	A : 「2」 (有資格区分の変更)

現在の営業所技術者等の担当業種を変更した場合			
例⑤	A (建) → A (建) (屋) B (屋)	⇒	A : 「2」 (有資格区分の変更) B : 「4」 (交替に伴う削除)
例⑥	A (建) (屋) → A (建) B (屋)	⇒	A : 「2」 (有資格区分の変更) B : 「3」 (追加)

現在の営業所技術者等に改姓改名があった場合			
例⑦	A (新潟太郎) → A (長岡太郎)	⇒	新潟太郎 : 「4」 (交替に伴う削除) 長岡太郎 : 「3」 (追加)

現在の営業所技術者等がおかれる営業所に変更があった場合			
例⑧	【本社】 A (建) (屋) → 【本社】 C (建) (屋)	⇒	A : 「5」 (営業所のみの変更) B : 「4」 (交替に伴う削除) C : 「3」 (追加)
	【○営業所】 B (建) (屋) → 【○営業所】 A (建) (屋)		

営業所の業種廃止、一部廃業があった場合			
例⑨	【新潟営業所】 A (建) (屋) → 廃止	⇒	A : 様式第22号の3により削除する。
例⑩	【新潟営業所】 A (建) (屋) → 廃止	⇒	A : 「5」 (営業所のみの変更)
	【長岡営業所】 → 【長岡営業所】 A (建) (屋)		
例⑪	A (建) (屋) (内) → A (建)	⇒	A : 「2」 (担当業種の変更)
例⑫	A (建) (屋) (内) → B (建)	⇒	A : 「4」 (交替に伴う削除) B : 「3」 (追加)
例⑬	A (建) B (屋) (内) → A (建)	⇒	A : 届出の必要なし B : 様式第22号の3により削除する。
例⑭	A (建) B (筋) (内) → A (建) (内)	⇒	A : 「2」 (担当業種の変更) B : 「4」 (交替に伴う削除)

※様式第8号は項番61「区分」ごとに作成してください。区分が同じ技術者は1枚にまとめることができます。

※般特新規、業種追加に伴い、担当業種及び有資格区分の変更があった場合、区分は「1」となります。